



平成24年6月25日

文化庁「平成25年度新進芸術家海外研修制度」の募集が始まりました

■新進芸術家海外研修制度とは

文化庁では、我が国の将来の文化芸術の振興を担う人材を育成するため、各分野の若手芸術家等に、海外で実践的な研修に従事する機会を提供する、「新進芸術家海外研修制度」を実施しています。

音楽、映画、メディア芸術等の各分野における新進の芸術家、技術者、プロデューサー、評論家等が、海外の芸術団体、劇場等で実地研修する際の渡航費・滞在費が支援されます。

■ 応募資格

- ・日本国籍又は日本の永住資格を有すること
- ・年齢条件を満たすこと
- ・専門とする分野で芸術活動の実績があること
- ・外国での研修に堪えうる語学力を有すること
- ・研修先の施設の受入保証があること（受入先が個人である場合を含む）

■研修計画

- ・研修計画は、応募者自身が作成することとなっています
- ・研修計画について、申込後の変更はできません
- ・原則として、研修先での受け入れが認められている必要があります
- ・研修先は原則1ヶ所となっています
- ・研修に従事することにより収入を得る場合は、本制度の対象となりません
- ・研修期間中、他の仕事に就くことは認められていません
- ・原則として、研修期間中は家族・親族・研修員自身の健康上の理由以外での一時帰国は認められません

■応募の際の注意事項

本制度へは、書類提出団体を通じて応募書類を提出する必要があります。当機構からの提出を希望される方は、下記相談期間内にご連絡ください。当機構への書類提出〆切は7月30日（月）とさせていただきますので、お早めにご連絡ください。

相 談 期 間：平成24年6月25日（月）～7月17日（火）

以下のページ（文化庁ホームページ）にて必ず詳細をご確認ください。
http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/05kenshu/h25_shinshin.html

<映像産業振興機構 本件連絡先>

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル8F
tel 03-3543-7531 fax 03-3543-7533 vipoinfo@vipo.or.jp
担当：白米（しらよね）